

伊達市社会福祉協議会諸室使用上の注意事項

1. 使用時間の厳守

承認された使用時間は正確に守ってください。(使用時間は準備・後始末の時間含んでいます。)

使用時間が変更になった場合は、速やかに申し出てください。

2. 使用の制限

次の場合には使用承認を取り消し、又は中止させることがあります。

- (1) 申し込み内容に偽りのあったとき
- (2) 使用承認の条件に違反しているとき
- (3) 公の秩序や風俗を乱すおそれがあるとき
- (4) 許可無く物品の販売、寄付、募集行為をしたとき
- (5) 歌舞音曲等により本会業務、又は他に使用している団体に支障があるとき
- (6) その他、管理運営上支障があるとき

3. 原状回復の義務

利用後は速やかに設備、備品等を元の位置に戻してください。

万一、破損、滅失等をしたときは、相当額を使用者の責任において賠償していただく場合があります。

4. その他守っていただくこと

使用者及びその関係者は次のことを守ってください。

- (1) 所定の場所以外では火気を使用しないこと。
- (2) 備品器具の取扱には充分注意すること。
- (3) 利用後、使用者において清掃を行い、利用の際に発生したゴミは使用者で処分すること。
- (4) 使用承認を得たところ以外には、みだりに出入りしないこと。
- (5) その他、職員の指示に従うこと。

5. 個人情報の取扱について

使用申込書に記載された個人情報は、伊達市社会福祉協議会諸室の運営管理のみに使用させていただきます。